

千葉県報

号外
令和7年3月7日

主要目次

選挙管理委員会告示

○ 千葉県議会議員補欠選挙における候補者一人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額

一

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第二十三号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による候補者一人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

選挙区	支出金額の制限額
松戸市選挙区	八、八一三、四〇〇円
茂原市選挙区	六、九七八、三〇〇円
成田市選挙区	八、二七九、六〇〇円
四街道市選挙区	七、一四二、三〇〇円
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	七、〇八四、八〇〇円

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八